

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学学長選考会議規程第6条の規定に基づき、公立大学法人名桜大学学長（以下「学長」という。）の選考等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 学長は、地方独立行政法人法第71条第6項の規定に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

(任期)

第3条 学長の任期は、公立大学法人名桜大学学長の任期に関する規程の定めに基づく。

第4条 削除

(学長選考会議)

第5条 公立大学法人名桜大学定款第11条第2項の規定に基づき、公立大学法人名桜大学に学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）を置く。

2 学長選考会議は、学長選考等に関し必要な事項を決定する。

3 学長選考に関する意向調査を実施するため、学長選考会議は意向調査実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(意向調査実施委員会)

第6条 前条第3項の規程に基づき委員会を置く。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、各学系及び各学科から推薦された1人、事務局から推薦された1人の計6人で組織する。

3 前項に定める委員は、教育職員にあっては原則、教授とし、事務職員にあっては原則、部長以上とする。

4 委員会に、委員長、副委員長を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長は、委員会を代表し、意向調査事務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理となる。

6 意向調査事務に疑義があるときは、学長選考会議が決定する。

7 委員会は、学長選考会議が学長選考結果について、理事長に報告したとき解散する。

(意向調査)

第7条 学長候補者を推薦するため、学長選考会議の命により委員会が意向調査を行う。

2 意向調査は、学内の意向について調査結果を出すため、意向投票を行う。

3 委員長は、意向調査により推薦された上位3人の学長候補者名と、得票数を学長選考会議に報告する。ただし、学長候補者が上位3人に満たない場合はその限りではない。

4 意向投票は、単記無記名投票により行う。

5 意向投票は、意向調査対象者の3分の2以上の投票がなければ成立しない。

6 意向調査対象者が、やむを得ない事由により意向投票の日に投票ができない場合は、別

に定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

7 代理投票は認めない。

(意向調査対象者)

第8条 意向調査対象者は、意向投票通知の日に在職する理事長と学長を除く本学の専任の教員及び専任の事務職員とする。ただし、出向による受入事務職員で受入職階が課長以上の管理職の者も対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず意向投票通知の日において、病気休暇及び休職の者は意向調査対象者の資格がないものとする。ただし、その者が意向投票の日までの間に復職したときは、その限りでない。

3 意向調査対象者が意向投票の日までに第1項の身分を喪失したとき又は病気休暇及び休職となったときは、意向調査対象者の資格を失う。

(学長候補者)

第9条 意向調査対象者は単記無記名により候補者1人を推薦することが出来る。

2 委員会は、前項により推薦された者の中から相当の理由がある者を除き、学長候補者名簿を作成し公開する。ただし、2人以上の推薦があった者のみ名簿に記載する。

(通知)

第10条 委員会は、第7条による意向投票の14日前(日曜日、土曜日及び休日を含む。)までに意向投票の日時及び場所を意向調査対象者に通知しなければならない。

(立会)

第11条 意向投票及び開票は、1日で終了するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

2 意向投票及び開票は、委員の立会のもとでこれを行う。

(選考方法)

第12条 学長選考会議は、第7条第3項の規定に基づき報告のあった学長候補者の中から、協議により学長候補者1人を選考する。

2 前項に規定する協議により1人を選考できない場合には、学長選考会議の構成委員による単記無記名投票により選考する。

3 前項に規定する投票の結果、有効投票の3分の2以上を得た者がある場合には、その者を学長候補者とする。

4 前項に規定する投票により有効投票の3分の2以上を得た者がいない場合には、上位得票者から2人の者について、3分の2以上の同意を得られるまで協議と投票を繰り返し行う。

(再選考)

第13条 第7条第5項の規定による意向投票の不成立の場合は、この規程に基づき改めて選考を行う。

2 前条で選考された者が、やむを得ない事情により学長就任を辞退したときは、学長選考会議の議を経て選考を行う。

(選考結果の理事長への報告)

第14条 学長選考会議議長は、学長選考結果について、理事長に報告する。

(選考結果の公表)

第15条 学長選考会議議長は、学長選考結果について、速やかに学内に公表する。

(解任申出の事由)

第16条 学長選考会議が理事長に対して学長解任の申出を行うのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき
- (3) その他職務の執行が適当でないため本学の業務実績が悪化した場合で、学長としての職務を行わせることが適切でないと認められるとき

(解任申出の審議)

第17条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する請求があった場合は、速やかに学長の解任について審議するものとする。

- (1) 学長選考会議委員の2分の1以上から、解任すべき事由を付した書面により解任請求があったとき
- (2) 経営審議会委員の2分の1以上から、解任すべき事由を付した書面により解任請求があったとき
- (3) 教育研究審議会委員の2分の1以上から、解任すべき事由を付した書面により解任請求があったとき
- (4) 常勤の教育職員及び事務職員の2分の1以上に当たる者の連署をもって、解任すべき事由を付した書面により解任請求があったとき

2 学長選考会議は、前項の審議を行うに当たっては、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(解任の申出)

第18条 学長選考会議は、前条の審議の結果、第16条に該当する十分な理由があると認めた場合は、理事長に対して学長解任の申出を行う。

(規程の解釈)

第19条 この規程の解釈に疑義があるときは、学長選考会議が決定する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、学長選考会議が行う。

(庶務)

第21条 意向調査及び学長選考に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月14日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月27日）  
この規程は、令和4年7月1日から施行する。